

国立大学法人島根大学と川本町との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と川本町が包括的な連携のもと、まちづくり、産業振興、地域医療、保健・福祉、教育・文化、国際交流等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と川本町は、次の事項について連携・協力する。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 人材育成に関する事項
- (3) 産業振興に関する事項
- (4) 地域医療の充実に関する事項
- (5) 保健・福祉の推進に関する事項
- (6) 教育・文化の振興に関する事項
- (7) 国際交流の推進に関する事項
- (8) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が定期的に協議して定めるものとする。

(守秘義務)

第4条 両者は本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月4日

国立大学法人島根大学長

川本町長

服部 泰直

野坂 一弥